

# 令和8年第2回市会定例会

## 議案等提出一覧

### I 一般議案 26件

- |   |                      |     |  |
|---|----------------------|-----|--|
| 1 | 地方自治法第180条に基づく専決処分報告 | 5件  | 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告 ほか4件                  |
| 2 | 地方自治法第179条に基づく専決処分報告 | 1件  | 横浜市市税条例等の一部改正についての専決処分報告                                 |
| 3 | 諮問                   | 3件  | 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問 ほか2件                        |
| 4 | 計画の策定                | 1件  | 横浜市中期計画2026～2029の策定                                      |
| 5 | 条例の制定等               | 13件 |  |
|   | (1) 条例の制定            | 1件  | 横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定                                       |
|   | (2) 条例の一部改正          | 12件 | 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正 ほか11件 |
| 6 | 道路の認定廃止              | 1件  | 峰沢第337号線等市道路線の認定及び廃止                                     |
| 7 | 財産の取得                | 1件  | 特定公園施設の取得  |
| 8 | 契約の締結                | 1件  | 消防訓練センター訓練施設整備工事（救助訓練塔建築工事）請負契約の締結                       |

合 計 26件

令和8年5月13日発送

令和8年5月20日提出

# I 一般議案

件名	概要
<b>1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（5件）</b>	
市報第1号 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告	市営住宅等使用料の滞納に係る和解 和解の成立 件数:10件 総額:約1,620千円 平均:約162千円/件
市報第2号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 資源循環局 9件   みどり環境局 2件   道路・交通政策局 3件 消防局 4件   教育委員会事務局 1件   神奈川区 3件 西区 1件   中区 1件   旭区 1件 泉区 1件 合計:26件 総額:約7,679千円 平均:約295千円/件
市報第3号 変更契約の締結についての専決処分報告	①契約金額の変更:12件 ②契約金額及び完成期限の変更:1件 ③完成期限の変更:1件 ※各変更契約については4～9頁参照
市報第4号 訴えの提起の専決処分報告	件数:9件 総額:約8,335千円 ※各事件については10～12頁参照
市報第5号 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての専決処分報告	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴う関係規定の整備 (内容)「第12条第1項ただし書」を「第14条第1項ただし書」に改める等 (専決年月日)8年4月24日
<b>2 地方自治法第179条に基づく専決処分報告（1件）</b>	
市報第6号 横浜市市税条例等の一部改正についての専決処分報告	地方税法等の一部改正に伴う関係規定の整備 (内容)軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う関係規定の整備 (専決年月日)8年4月1日
<b>3 諮問（3件）</b>	
諮問市第1号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問	下水道使用料の徴収等に関する事務について横浜市長の委任を受けた水道事業管理者が、7年3月27日に横浜市下水道条例第22条の規定に基づいて行った3年6月分から7年3月分までの下水道使用料の減免の適用を解除する処分を取り消す裁決を求める審査請求 (審査請求人)旭区在住の市民 (諮問内容)棄却 (根拠法令)地方自治法第229条第2項 (議会への諮問)
諮問市第2号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問	下水道使用料の徴収等に関する事務について横浜市長の委任を受けた水道事業管理者が、7年3月27日に横浜市下水道条例第22条の規定に基づいて行った3年7月分から6年6月分までの下水道使用料の減免の適用を解除する処分を取り消す裁決を求める審査請求 (審査請求人)緑区在住の市民 (諮問内容)棄却 (根拠法令)地方自治法第229条第2項 (議会への諮問)

<p>諮問市第 3 号 下水道使用料の減免適用解除処分に係る審査請求に関する諮問</p>	<p>下水道使用料の徴収等に関する事務について横浜市長の委任を受けた水道事業管理者が、7年3月27日に横浜市下水道条例第22条の規定に基づいて行った2年11月分から7年2月分までの下水道使用料の減免の適用を解除する処分を取り消す裁決を求める審査請求 (審査請求人) 泉区在住の市民 (諮問内容) 棄却 (根拠法令) 地方自治法第229条第2項 (議会への諮問)</p>
--	--

#### 4 計画の策定(1件)

<p>市第 1 号議案 横浜市中期計画2026~2029の策定</p>	<p>現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、「明日をひらく都市」の実現に取り組むための基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を策定する (内 容) ①都市像「明日をひらく都市」 ②戦略 ③14の政策群・33の施策群からなる総合的な取組 ④横浜の成長・発展に向けた横断的な取組 ⑤行財政運営 等 (計画期間) 8年度から11年度(4年間) ※13頁参照</p>
---	---

#### 5 条例の制定等(13件)

##### (1) 条例の制定(1件)

<p>市第 2 号議案 横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定</p>	<p>(内 容) 防犯のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに横浜市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって市民の安心及び安全の確保に資する (施行日) 公布の日 ※14頁参照</p>
--	---

##### (2) 条例の一部改正(12件)

<p>市第 3 号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正</p>	<p>(内 容) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う改正 (施行日) 8年6月14日</p>
<p>市第 4 号議案 横浜市市税条例の一部改正</p>	<p>(内 容) ①認定低炭素住宅等に係る都市計画税の減額措置について対象となる住宅の見直し及び適用期間の延長 ②地方税法の一部改正等に伴う関係規定の整備 等 (施行日) 公布の日 等</p>
<p>市第 5 号議案 横浜市区民文化センター条例の一部改正</p>	<p>(内 容) 金沢区民文化センターを設置するため、名称及び位置、施設、利用料金を規定するとともに、指定管理者選定評価委員会を設置する(9年度開館予定) (施行日) 規則で定める日 等</p>
<p>市第 6 号議案 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部改正</p>	<p>(内 容) 分煙環境の整備の推進に関する市の責務を追加するとともに、喫煙を制限する屋外の公共の場所を定める 等 (施行日) 規則で定める日 ※15頁参照</p>
<p>市第 7 号議案 横浜市公園条例の一部改正</p>	<p>(内 容) 舞岡八幡山しぜん公園(戸塚区)に有料施設(スケートボード場及び分区園)を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせる 等 (施行日) 9年4月1日 等</p>
<p>市第 8 号議案 横浜市営住宅条例の一部改正</p>	<p>(内 容) 建替事業の実施に伴いさかえ住宅を設置する (施行日) 規則で定める日</p>

市第 9 号議案 横浜市改良住宅条例の一部改正	(内 容) 建替事業の実施に伴い更新住宅としてさかえ住宅を設置する (施行日) 規則で定める日
市第 10 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正	地区計画の都市計画決定及び変更に伴う建築物等の制限の追加等 (内 容) ①都筑中川一丁目地区地区整備計画区域内における建築物の構造等に関する制限を定める ②都筑閑耕地地区地区整備計画区域内における建築物の敷地等に関する制限を変更する (施行日) 公布の日
市第 11 号議案 横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部改正	(内 容) 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う関係規定の整備 (施行日) 公布の日 (8年4月1日に遡り適用)
水第 1 号議案 横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正	附属機関の設置 (内 容) 名称: 横浜市水道経営審議会 所掌事務: 水道事業及び工業用水道事業の経営に関し必要な事項 組織: 委員10人以内 (施行日) 公布の日
交第 1 号議案 横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正	(内 容) 乗合自動車の乗車券の料金を改定する (施行日) 企業管理規程で定める日
市第 12 号議案 横浜市立学校条例の一部改正	(内 容) 東戸塚小学校の分校として東戸塚小学校分校を設置する (施行日) 教育委員会規則で定める日

※16頁参照

## 6 道路の認定廃止(1件)

市第 13 号議案 峰沢第337号線等市道路線の認定及び廃止	(認 定) 峰沢第337号線など4路線 (廃 止) 峰沢第181号線など27路線	) 合計31路線

## 7 財産の取得(1件)

市第 14 号議案 特定公園施設の取得	大通り公園リニューアル事業に充てるため、特定公園施設を取得する (所 在) 中区長者町4丁目15番地の8ほか (公園施設の種類) 園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設並びに管理施設 (相手方) 大通り公園1区～3区リニューアル事業コンソーシアム (金 額) 1,300,000千円
------------------------	--

## 8 契約の締結(1件)

市第 15 号議案 消防訓練センター訓練施設整備工事(救助訓練塔建築工事)請負契約の締結	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造6階建 1棟 (工事場所) 戸塚区深谷町760番地の1 (契約金額) 957,000,000円 (完成期限) 9年12月24日 (契約相手) 株式会社小俣組
---	---

## 市報第3号 変更契約の締結についての専決処分報告

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前		変更後
7.12.25	川辺町住宅改修工事（第1工区建築工事）請負契約	小俣・サカクラ建設共同企業体	<u>7.11.7専決</u> 契約金額 <u>1,225,400,000円</u> 完成期限 令和8年1月15日 <u>7.2.26専決</u> 契約金額 1,215,500,000円 完成期限 令和8年1月15日 <u>6.9.25議決</u> 契約金額 1,206,700,000円 完成期限 令和8年1月15日	契約金額 <u>1,240,800,000円</u> 完成期限 令和8年1月15日	工事現場における週休2日の取得の達成状況に応じ、当該取得に要する費用を計上する等のため
8.1.21	瀬谷小学校建替工事（第2工区建築工事）請負契約	株式会社渡辺組	<u>7.9.8専決</u> 契約金額 <u>624,580,000円</u> 完成期限 令和8年1月30日 <u>6.12.19議決</u> 契約金額 616,000,000円 完成期限 令和7年12月1日	契約金額 <u>647,401,700円</u> 完成期限 令和8年1月30日	工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となる等のため

別 紙

<p>8.1.29</p>	<p>戸塚小学校建替工事（建築工事）請負契約</p>	<p>松尾・大洋・石井建設共同企業体</p>	<p><u>7.11.20専決</u>          契約金額          5,031,400,000円          完成期限          令和10年1月31日  <u>7.9.25議決</u>          契約金額          4,981,900,000円          完成期限          令和10年1月31日</p>	<p>契約金額          5,041,300,000円          完成期限          令和10年1月31日</p>	<p>既存杭が想定と異なる箇所にあることが判明し、地中の状況の追加調査を行うため</p>
<p>8.2.5</p>	<p>東部児童相談所（仮称）新築工事（建築工事）請負契約</p>	<p>株式会社渡辺組</p>	<p><u>7.9.12専決</u>          契約金額          928,307,600円          完成期限          令和8年2月13日  <u>7.6.5専決</u>          契約金額          892,320,000円          完成期限          令和8年2月13日  <u>6.11.14専決</u>          契約金額          878,130,000円          完成期限          令和7年12月26日  <u>6.9.25議決</u>          契約金額          864,600,000円          完成期限          令和7年12月26日</p>	<p>契約金額          937,797,300円          完成期限          令和8年2月13日</p>	<p>工事現場における週休2日の取得の達成状況に応じ、当該取得に要する費用を計上する等のため</p>

同	さかえ住宅（仮称）建替工事（第1工区建築工事）請負契約	小俣・サカクラ建設共同企業体	<u>7. 5. 15専決</u> 契約金額 <u>2, 124, 100, 000円</u> 完成期限 令和9年3月31日 <u>6. 12. 19議決</u> 契約金額 2, 051, 500, 000円 完成期限 令和9年3月31日	契約金額 <u>2, 235, 025, 100円</u> 完成期限 令和9年3月31日	工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となるため
同	さかえ住宅（仮称）建替工事（第2工区建築工事）請負契約	小俣・サカクラ建設共同企業体	<u>7. 8. 18専決</u> 契約金額 <u>1, 278, 200, 000円</u> 完成期限 令和9年3月31日 <u>7. 5. 15専決</u> 契約金額 1, 229, 800, 000円 完成期限 令和9年3月31日 <u>6. 12. 19議決</u> 契約金額 1, 246, 300, 000円 完成期限 令和9年3月31日	契約金額 <u>1, 341, 380, 700円</u> 完成期限 令和9年3月31日	同
8. 2. 9	金沢工場焼却炉等改修工事請負契約	JFEエンジニアリング株式会社	<u>6. 6. 5 議決</u> 契約金額 <u>10, 978, 000, 000円</u> 完成期限 令和10年7月31日	契約金額 <u>11, 426, 347, 900円</u> 完成期限 令和10年7月31日	同

別 紙

<p>8. 2. 16</p>	<p>尾張屋橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約</p>	<p>株式会社 小俣組</p>	<p><u>7. 11. 7 専決</u> 契約金額 879, 560, 000円 完成期限 令和 8 年 3 月 31 日</p> <p><u>7. 5. 30 専決</u> 契約金額 866, 030, 000円 完成期限 令和 8 年 2 月 27 日</p> <p><u>7. 2. 27 専決</u> 契約金額 861, 960, 000円 完成期限 令和 8 年 2 月 27 日</p> <p><u>6. 8. 22 専決</u> 契約金額 857, 560, 000円 完成期限 令和 7 年 12 月 26 日</p> <p><u>6. 6. 5 議決</u> 契約金額 839, 300, 000円 完成期限 令和 7 年 12 月 26 日</p>	<p>契約金額 <u>893, 090, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 3 月 31 日</p>	<p>工事現場における週休 2 日の取得の達成状況に応じ、当該取得に要する費用を計上する等のため</p>
<p>8. 2. 18</p>	<p>吉原小学校建替工事（第 1 工区建築工事）請負契約</p>	<p>渡辺・根本建設共同企業体</p>	<p><u>7. 11. 18 専決</u> 契約金額 <u>2, 069, 100, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 8 月 7 日</p> <p><u>6. 12. 19 議決</u> 契約金額 2, 060, 300, 000円 完成期限 令和 8 年 6 月 30 日</p>	<p>契約金額 <u>2, 138, 768, 170円</u> 完成期限 令和 8 年 8 月 7 日</p>	<p>工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適當となるため</p>

8.2.24	西スポーツセンター改修工事（建築工事）請負契約	小俣・明誠建設共同企業体	<u>7.9.25議決</u> 契約金額 <u>1,200,100,000円</u> 完成期限 令和10年3月31日	契約金額 <u>1,208,900,000円</u> 完成期限 令和10年3月31日	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため
8.2.27	横浜能楽堂改修工事（建築工事）請負契約	渡辺・根本建設共同企業体	<u>6.3.28専決</u> 契約金額 <u>847,770,000円</u> 完成期限 令和8年3月31日 <u>5.9.21議決</u> 契約金額 841,500,000円 完成期限 令和8年3月31日	契約金額 <u>853,270,000円</u> 完成期限 令和8年3月31日	工事現場における週休2日の取得の達成状況に応じ、当該取得に要する費用を計上するため
同	洋光台住宅第1期建替工事（建築工事）請負契約	渡辺・見上建設共同企業体	<u>7.10.23専決</u> 契約金額 <u>1,430,000,000円</u> 完成期限 令和8年9月30日 <u>7.6.5議決</u> 契約金額 1,420,100,000円 完成期限 令和8年9月30日	契約金額 <u>1,431,100,000円</u> 完成期限 <u>令和9年2月10日</u>	関連工事の進捗状況により工事を一時中止したため
同	新本牧ふ頭建設工事（その44・外周護岸A締切部基礎及び本土工）請負契約	あおみ・たにもと建設共同企業体	<u>7.11.12専決</u> 契約金額 908,979,500円 完成期限 令和8年3月31日 <u>7.9.25議決</u> 契約金額 907,390,000円 完成期限 令和8年3月31日	契約金額 908,979,500円 完成期限 <u>令和8年4月30日</u>	矢板の調達に時間を要したことにより施工が遅れたため

別 紙

<p>8.3.5</p>	<p>榎が丘小学校屋内運動場建替工事（建築工事）請負契約</p>	<p>中鉢建設株式会社</p>	<p>7.11.18専決          契約金額  <u>913,880,000円</u>          完成期限          令和8年12月18日          7.9.25議決          契約金額          907,456,000円          完成期限          令和8年12月18日</p>	<p>契約金額  <u>926,750,000円</u>          完成期限          令和8年12月18日</p>	<p>関連工事の入札の不調により施工工程を見直すため</p>
--------------	----------------------------------	-----------------	---	--	--------------------------------

## 市報第4号 訴えの提起の専決処分報告

## 1 建築局

専決年月日	事件名	被告等	訴訟物の価額	訴えの要旨
8.2.5	横浜地方裁判所 令和8年(ワ) 第437号建物明 渡等請求事件	緑区在住の市民	円 2,870,499	被告に対し、横浜市所有の市営住宅を明け渡し、及び当該市営住宅の駐車場に駐車している自動車を撤去して当該駐車場を明け渡すとともに、令和7年12月1日から明渡しの完了する日までの間、市営住宅にあっては1箇月132,500円、駐車場にあっては1箇月12,600円の割合による損害賠償金を支払うことを求める。
8.2.12	横浜地方裁判所 令和8年(ワ) 第517号建物明 渡等請求事件	緑区在住の市民	1,802,515	被告に対し、横浜市所有の市営住宅を明け渡すとともに、令和6年9月22日から明渡しの完了する日までの間、1箇月138,200円の割合による損害賠償金を支払うことを求める。
同	横浜地方裁判所 令和8年(ワ) 第518号建物明 渡等請求事件	神奈川区在住の 市民	1,348,872	被告に対し、横浜市所有の市営住宅を明け渡すとともに、令和8年1月1日から明渡しの完了する日までの間、1箇月97,800円の割合による損害賠償金を支払うことを求める。

別 紙

同	横浜地方裁判所 令和8年(ワ) 第519号建物明 渡等請求事件	瀬谷区在住の市 民	909,133	被告に対し、横浜市所有 の市営住宅を明け渡すとも に、令和6年1月8日か ら明渡しの完了する日まで の間、1箇月78,300円の割 合による損害賠償金を支払 うことを求める。
---	--	--------------	---------	---

2 教育委員会事務局

専 決 年 月 日	事 件 名	被 告 等	訴訟物の 価 額	訴 え の 要 旨
7.11.4	横浜簡易裁判所 令和7年(ハ) 第1659号学校給 食費請求事件	港南区在住の市 民	円 316,594	被告に対し、令和3年2 月、同年7月及び同年12月 から令和7年5月までの各 月末日を納付期限とする学 校給食費316,594円並びに 当該各納付期限の翌日から それぞれ支払済みに至るま での年3パーセントの割合 による遅延損害金を支払う ことを求める。
7.11.7	神奈川簡易裁判 所令和7年(ハ )第857号学校 給食費請求事件	青葉区在住の市 民	185,345	被告に対し、平成30年5 月から令和2年2月までの 各月末日を納付期限とする 学校給食費94,200円及び当 該各納付期限の翌日からそ れぞれ支払済みに至るまで の年5パーセントの割合に よる遅延損害金並びに同年 3月及び同年8月から令和 4年3月までの各月末日を 納付期限とする学校給食費 91,145円並びに当該各納付 期限の翌日からそれぞれ支

				払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。
同	保土ヶ谷簡易裁判所令和7年（ハ）第399号学校給食費請求事件	保土ヶ谷区在住の市民	310,061	被告に対し、平成30年10月から平成31年3月までの各月末日を納付期限とする学校給食費55,200円及び当該各納付期限の翌日からそれぞれ支払済みに至るまでの年5パーセントの割合による遅延損害金並びに令和2年8月から令和7年1月までの各月末日を納付期限とする学校給食費254,861円及び当該各納付期限の翌日からそれぞれ支払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。
同	鎌倉簡易裁判所令和7年（ハ）第276号学校給食費請求事件	戸塚区在住の市民	552,785	被告に対し、令和3年8月から令和7年5月までの各月末日を納付期限とする学校給食費552,785円及び当該各納付期限の翌日からそれぞれ支払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。
8.1.27	横浜簡易裁判所令和7年（ハ）第2126号学校給食費請求事件	南区在住の市民	39,223	被告に対し、令和2年8月から令和3年3月までの各月末日を納付期限とする学校給食費39,223円及び当該各納付期限の翌日からそれぞれ支払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

## 市第1号議案 横浜市中期計画 2026～2029 の策定

本計画では、現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、「明日をひらく都市」の実現に取り組むため、都市像「明日をひらく都市」、戦略、14の政策群・33の施策群からなる総合的な取組、横浜の成長・発展に向けた横断的な取組、その土台となる行財政運営等を取りまとめました。

### 1 計画の概要

#### (1) 計画期間

2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までの4年間

#### (2) 計画の特徴

##### ① 政策の効果を「市民の皆様の実感」につなげることを目指した計画

市民の皆様の実感を評価の軸に置いて、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、その向上等を目指して、4年間で重点的に進める戦略や取組を中心に、各年度の予算編成等を通じて追求していく計画としました。

##### ② データ駆動型経営への本格移行

###### ー市民目線の経営サイクル（PDCA）、アウトカム指標の設定、計画と予算編成の連動などー

「政策 - 施策」の体系のもと、今後4年間で重点的に進める総合的な取組と、「明日をひらく都市プロジェクト」の横断的な取組を推進し、個別分野別計画等の推進とあわせ、市民生活の向上を目指します。この取組を効果的・効率的に推進するため、データ駆動型経営に本格移行し、横浜市役所全体で実践します。

具体的には、本計画をもとに進める今後4年間の重点的な取組や個別分野別計画に基づく取組など、横浜市が進める全ての施策や事業について、「市民目線の経営サイクル（PDCA）」のもと、市役所全体でガバナンスとマネジメントを発揮しながら推進します。

### 2 計画の主な構成

(1) 共にめざす都市像 「明日をひらく都市 OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA」

(2) 戦略 「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」

(3) 戦略のもとに進める総合的な取組と横断的な取組

ア 14の政策分野からなる総合的な取組

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療・保健	にぎわい・スポーツ・文化
こども・子育て	産業
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境との共生
障害児・者	みどり

※それぞれの政策群に4年間で取り組む33の施策群がひも付きます。

イ 横浜の成長・発展に向けた横断的な取組

循環型都市への移行	観光・経済活性化	未来を創るまちづくり
-----------	----------	------------

(4) 行財政運営

「行政運営の基本方針」及び「財政ビジョン」を踏まえた目標設定

## 市第2号議案 横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定

### 1 趣旨

近年、特殊詐欺やSNSを悪用した詐欺など犯罪手口の多様化・巧妙化により、暮らしの中の安心・安全が脅かされていること、また、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化等により地域のつながりが希薄化するなど、防犯活動を取り巻く状況は大きく変化しています。

このため、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会の実現に向け、市の責務や市民・事業者等の役割を明確にするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本事項を定める条例を制定します。

### 2 条例の概要

目的	防犯のまちづくりについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、市民の安心及び安全の確保に資することを目的とする。
定義	防犯のまちづくりとは、市民等の防犯意識の啓発、犯罪の発生しにくい社会環境の整備その他防犯に係る取組を、市、市民等及び関係機関が協働し、及び連携して行うことをいう。
基本理念	市及び市民等は、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、次の事項を基本として防犯のまちづくりに取り組む。 ① 市民の安心及び安全を脅かすおそれが、身近に潜んでいる可能性があることを意識すること。 ② こども、高齢者その他防犯において特に配慮を要する者の安心及び安全の確保に努めること。 ③ 市内各地域の実情を踏まえた防犯の取組を、活力のある地域社会の形成にも資するよう総合的かつ継続的に推進すること。
本市の責務	国、神奈川県その他の関係機関と連携を図り、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施する。
市民の役割	自らが犯罪被害を受けることを防止するよう必要な対策に努めるとともに、他の市民と支え合い、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努める。
事業者及び地域活動団体の役割	事業又は活動を通じて、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努める。
計画の策定	条例の目的を達成するため、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定する。また、計画を策定し、これを変更する場合は、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じる。
施策の推進	個人情報保護等に配慮しつつ、データの分析、デジタル技術の積極的な活用等により、防犯のまちづくりに関する施策を推進する。

### 3 施行日

公布の日

## 市第6号議案 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部改正

### 1 趣旨

横浜市では望まない受動喫煙の防止をはかるため、令和7年4月から公園の禁煙化を実施しました。

また、横浜市中期計画 2026～2029（原案）にも「受動喫煙を防止する取組」を位置付けており、既存の取組に加え、誰もが快適に暮らせるまちづくりを目指し、対策をさらに推進していきます。

これまでの吸い殻のポイ捨てやたばこの火による危険の防止に加え、受動喫煙防止の観点からも対策を推進するため、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を改正し、道路等屋外の公共の場所における喫煙を禁止します。

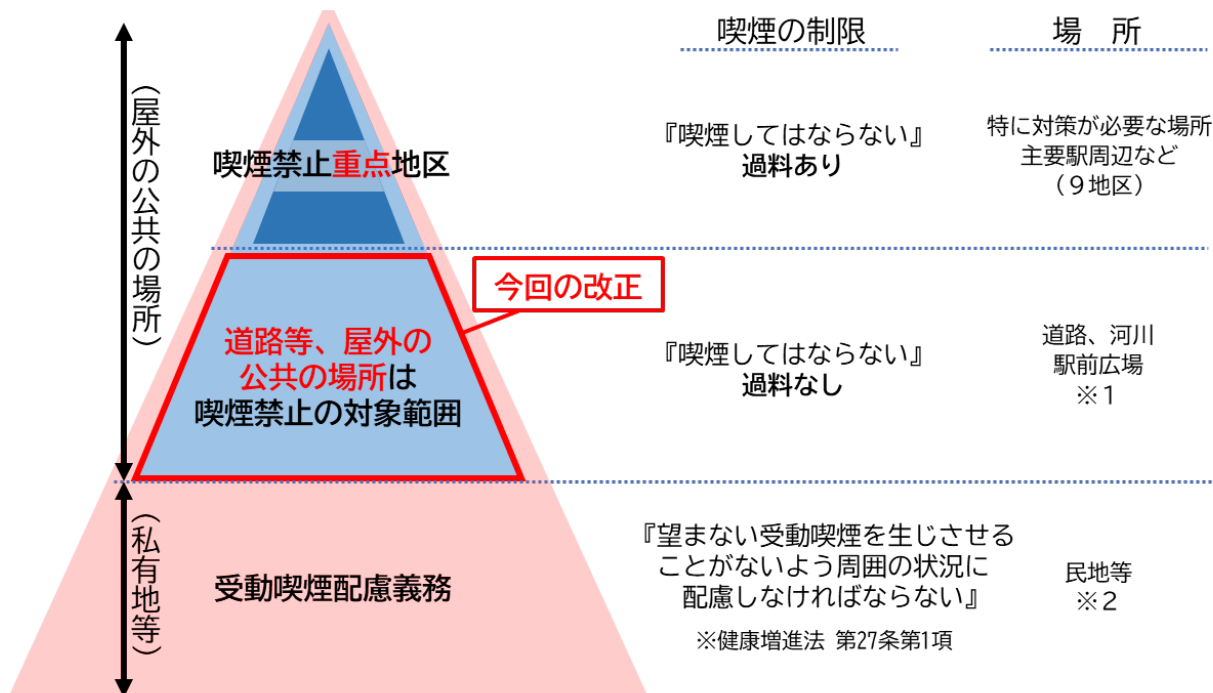
### 2 条例改正の概要

この度の条例改正では、現在喫煙禁止となっていない道路等を禁止場所（過料は適用しない）として定めます。

また、喫煙禁止の実効性を確保するために、『分煙環境の整備の推進』を市の責務に位置付けます。

なお、現在の条例では、横浜駅などの主要駅周辺を「喫煙禁止地区」に指定し、喫煙を禁止するとともに、過料適用も含めた指導を実施しています。これらの喫煙禁止地区については、規制内容を明確にするため、名称を「喫煙禁止重点地区」に改め、引き続き同様の運用を行います。

図 条例改正後の屋外空間の喫煙禁止のイメージ



※1 他法令等により、すでに喫煙禁止となっている場所については除外します。

※2 公開空地等において、屋外の公共の場所に接し、路上喫煙の懸念が特にある場所については、土地管理者の合意を前提として、喫煙禁止の対象範囲に指定することができることとします。

### 3 施行日

規則で定める日

## 交第 1 号議案 横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

### 1 趣旨

地方公共団体が経営する公営交通事業の運賃は、地方自治法に基づく公の施設の使用料として、条例でその上限額（上限運賃）を定めることとされています。このたび、市営バスの運賃を改定するため、条例の一部を改正するものです。

### 2 運賃改定の理由

市営バスは、市民生活を支える身近な交通機関として、現在、1日約 31 万人のお客様にご利用いただいています。

昨今の物価高騰や、乗務員確保のための処遇改善に伴い、事業運営に要する運送原価は上昇しており、運送収入で賄うことは極めて困難となっています。

市民の皆様の足としての市営バスネットワークを将来にわたり維持していくため、早急な経営改善が不可欠であることから、運賃を改定するものです。

なお、バス運賃は国の認可事項であり、条例改正後、国土交通大臣宛てに認可申請を行います。

### 3 運賃改定の概要

今回の条例改正では、国の運賃認可の考え方である総括原価方式を踏まえ、運賃の上限額を大人 270 円に改定する一方、実際にお客様からいただく実施運賃はご負担に配慮し 240 円とします。また、子育て世代の負担軽減を目的として、実施運賃については通学定期運賃を据置きとし、小児普通運賃についても負担軽減策を実施します。

		上限運賃 <sup>※1</sup> = 条例運賃		実施運賃 <sup>※2</sup> (予定)	
		現 行	改定案	現 行	改定案
普通券	大人	220 円	270 円	220 円	240 円
	小児	110 円	140 円	110 円	現金 120 円 IC 100 円
定期券 (1 か月)	通勤	9,900 円	12,150 円	9,900 円	10,800 円
	大人通学 (中学生以上)	7,920 円	8,650 円	6,920 円	6,920 円
	小児通学 (小学生以下)	2,730 円	2,780 円	2,230 円	2,230 円

※1：上限運賃は、一般乗合バス事業の運営に必要な原価に応じて算出される、事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額で、国の審査を経て最終的に決定されます。

※2：実施運賃は、実際にお客様からいただく運賃額で、認可された上限運賃の範囲内で事業者が定めます。

### 4 施行日

#### 企業管理規程で定める日

※運賃の改定は令和 9 年 1 月を見込んでいますが、国土交通省の認可に基づくため、変更となる可能性があります。国の認可後、企業管理規程で定めます。